

## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	376名
派遣先の数	111事業所
マージン率	30.2%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、電話応対訓練等、その他希望者に対し各種教育訓練をします。
福利厚生	各社会保険、有給休暇、健康診断
派遣料金の平均額	11,998円(8時間として換算)
派遣社員の賃金の平均額	8,381円(8時間として換算)